介護保険負担限度額の申請について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方は、サービス利用料に加え、食費や居住費の負担が発生します。介護保険では、ご本人や配偶者の世帯状況、所得、預貯金の額に応じて食費や居住費の助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

申請時に必要な持ち物（配偶者も含む）

預貯金通帳（普通・定期）	申請日から２ヶ月前までの記録を添付。 ※必ず記帳をお願いします。 定期預金のページは、金額が無い場合も写しを添付。
有価証券	株式・国債・地方債・社債など
金や銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しを添付
投資信託	銀行、信託銀行等の口座残高の写しを添付
タンス預金（現金）	自己申告
負債	借入金・住宅ローンなどの返済残高がわかる写しを添付

【 対 象 要 件 】

※令和４年中の収入・所得に基づいて判定します

利用者負担段階	対象者	
	所得条件	預貯金などの条件
第１段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方 ・生活保護受給者の方	・預貯金等※1 の合計が、単身で 1,000 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2,000 万円以下であること。
第２段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額※2 の合計が 80 万円以下の方	・預貯金等の合計が、単身で 650 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦合わせて 1,650 万円以下であること。 ※65 歳未満の方は貯金等合計が、1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下
第３段階①	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	・預貯金等の合計が、単身で 550 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦合わせて 1,550 万円以下である ※65 歳未満の方、預貯金等合計が、1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下
第３段階②	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	・預貯金等の合計が、単身で 500 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦合わせて 1,500 万円以下である ※65 歳未満の方、預貯金等合計が、1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下
第４段階	・第１～３段階に該当しない方（負担限度額認定証をお持ちではない方）	

※1　預貯金等の範囲

・**預貯金（普通・定期）**　※通帳の写しを添付

・**有価証券（株式・国債・地方債・社債など）**※証券会社や銀行の口座残高の写しを添付

・**金や銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属**

　※購入先の銀行等の口座残高の写しを添付

・**投資信託**　※銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写しを添付

・**タンス預金（現金）**　※自己申告

・**負債**（借入金・住宅ローンなど）

※借用証書等を添付。負債については、資産の合計額から控除されます。

※2　非課税年金に含まれるもの

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

【　軽減内容　】

【日額】

利用者 負担段階	居住費（滞在費）の限度額				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	施設入所	ショートステイ
第１段階	820 円	490 円	490 円 （320 円）	0 円	300 円	300 円
第２段階	820 円	490 円	490 円 （420 円）	370 円	390 円	600 円
第３段階①	1,310 円	1,310 円	1,310 円 （820 円）	370 円	650 円	1,000 円
第３段階②	1,310 円	1,310 円	1,310 円 （820 円）	370 円	1,360 円	1,300 円
第４段階 （基準費用額）※2	2,006 円	1,668 円	1,688 円 （1,171 円）	377 円 （855 円）	1,445 円	

※１　特別養護老人ホームとショートステイを利用した場合は（　）の金額となります。

※2　基準費用額は厚生労働大臣が定められた目安です。実際の費用は施設ごとに異なります。